

伊方原発運転差止広島裁判について

井上 豊

伊方原発は広島からは瀬戸内海をはさんでおよそ 100 キロ、愛媛県の佐多岬半島に立地しています。伊方原発の運転差止を求めて、広島、山口、松山、大分の4か所から裁判が起こされています。広島裁判は2016年3月11日に提訴され、広島地裁は17年3月30日に住民申立を却下したものの、広島高裁は17年12月13日に運転差止の決定を下しました。これは18年9月末日までの期限付きで、私たち原告団は運転停止の延長を求めましたがかなわず、同年10月に再稼働して現在に至っています。しかしながら私たちは、約9か月間、実際に原発を止めたことは大きな成果であったと考えており、今後ともあらゆる手段を用いて、運転差止と廃炉を追求してゆく決意です。

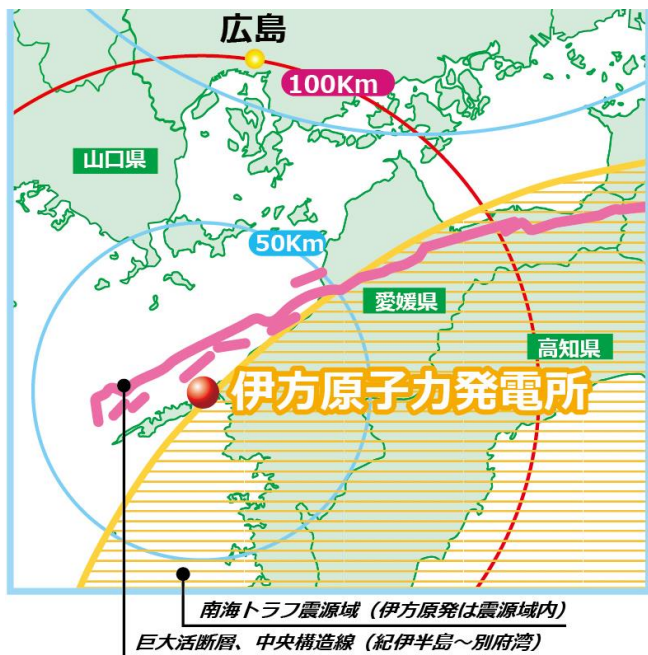
伊方原発にとって最大の問題は地震です。伊方原発は1976年の運転開始のあと、原発敷地沖の海面6～8 kmのところには日本で最大の断層帯が走っていることが明らかになりました。近年では早坂康隆教授（広島大学）が、「いや、そんなものではない、断層帯は原発敷地から600m程度のところを走っている」と唱えており、いずれにせよ大地震に襲われたらどうなるのか、最悪の場合、原発が稼働した状態のまま海に沈む可能性も想定されます。また事故がなくても、トリチウムを含む毎秒65トンもの温排水を排出しているのです。

2017年12月、広島高裁（野々上友之裁判長）は、地震などについてはふれず、阿蘇山が噴火して火砕流の影響が及ぶ可能性を指摘して、運転差止を命じる仮処分決定を下しました。これに驚かれた人は多かったと思います、阿蘇山の巨大噴火は9万年前で、その後巨大噴火は起こっていないからです。しかし、将来いつ巨大噴火を起こすかは誰にもわかりません。

2018年9月25日、広島高裁（三木昌之裁判長）は、「(国が破局的噴火を想定した対策をとっていないことを) 国民の大多数が問題にしていない」、「発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原発の安全性に欠けるところはないとするのが我が国の社会通念」だとして、再稼働を認めました。

私は、裁判に社会通念を持ち出すことは安易すぎ、想定外のリスクに備えるべきだと考えます。また、こういう議論にも注意が必要です。それは「もしも阿蘇山が巨大噴火を起こしたら、南九州は壊滅してしまうのだから、その時原発などは問題にならない。」もっともらしいのですが、このような議論は成り立ちません。阿蘇山が巨大噴火を起こして火砕流や火山灰をまき散らし、多くの人々が避難を余儀なくされ、国土が一時壊滅状態になったとしても、火山噴火が落ち着けば住み慣れた土地に戻ることができます。しかしそこに放射能が混じっていれば、もはや戻ることは出来ません。

伊方原発をめぐる裁判はまさに、日本文化の揺籃である瀬戸内海を死の海にさせていいのかということに直結します。皆様のご理解をお願いします。



「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」

伊方原発広島裁判応援団パンフレット (2016.1) より転載